

## 長久手市土地区画整理事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市土地区画整理組合に対する補助金交付条例（昭和45年長久手村条例第12号。以下「条例」という。）及び長久手市土地区画整理事業補助金交付規則（昭和45年長久手村規則第5号。以下「規則」という。）の規定に基づく、土地区画整理事業に対する補助金（以下「補助金」という。）を適正に交付するため交付申請に先立つ手続、交付申請、交付決定、検査等について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付対象は、借入金及びその利子の返済以外のものとする。ただし、国又は愛知県から別に負担金、補助金等の交付を受けるもののうち、その負担金額分、補助金額分等は、補助金の交付対象としない。

(事前協議)

第3条 土地区画整理事業を施行しようとするもの及びその施行者（以下「施行者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、土地区画整理事業補助金の事前協議書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、条例第3条第1号、規則第3条第1号及び第4号並びに規則第4条第1号及び第4号に規定するものは、第7条第1項の規定に基づき行うものとする。

2 市長は、前項の協議に応ずる場合は、土地区画整理事業補助金の事前協議書の事前協議回答書（様式第2号）により回答するものとする。

(覚書の提出)

第4条 市長は、前条の協議が整ったときは、施行者と土地区画整理事業補助金に関する覚書（様式第3-1号）を締結するものとする。

2 前項に規定する覚書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 当該土地区画整理事業の事業計画書

(2) 規則第3条第2号及び第3号並びに第4条第2号及び第3号の規定に基づく補助金の算出基礎となった部分の丈量図及び補助金調書

3 施行者は、事業計画を変更しようとする場合において、その変更が補助金

の額の変更を要するものであると認めるときは、土地区画整理事業補助金の事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、協議するものとする。

4 市長は、前項の協議に応ずる場合は、土地区画整理事業補助金の事前協議書の事前協議回答書（様式第2号）により回答するものとする。

5 市長は、前2項の協議が整ったときは、施行者と土地区画整理事業補助金に関する変更覚書（様式第3-2号）を締結するものとする。

6 前項の変更覚書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 当該土地区画整理事業の事業計画書

(2) 規則第3条第2号及び第3号並びに第4条第2号及び第3号の規定に基づく補助金の算出基礎となった部分の丈量図及び補助金調書

（協定書の締結）

第5条 市長は、前条第1項に規定する覚書又は前条第5項に規定する変更覚書に基づき、当該年度の補助金の額、補助の時期及び精算方法について、施行者と協定書（様式第4-1号）を締結するものとする。

2 前項の協定書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 当該年度の土地区画整理事業の実施設計書（補助金の額に対応する実施設計書写し）

(2) 当該年度の補助金の算出の基礎となった部分の丈量図及び補助金調書

3 第1項の規定により締結した補助金の額及び補助事業完了の日を変更する場合は、変更協定書（様式第4-2号）を締結するものとする。

（覚書と協定書の関係）

第6条 覚書は、補助金の総額を定めるものであるので、覚書の変更なしにその内容に相違した協定を締結しないものとする。

（補助金の交付申請等）

第7条 条例第3条第1号に規定する費用、規則第3条第1号及び第4号並びに規則第4条第1号及び第4号に規定するものについて、補助金を受けようとする施行者は、条例第4条に規定する第1号様式に必要な図書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 協定書を締結した施行者は、条例第4条に規定する第2号様式に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の協定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定)

第 8 条 条例第 5 条に規定する通知は、土地区画整理事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第 5 号）とする。  
(申請の取下げ)

第 9 条 条例第 5 条の規定に基づき補助金の交付決定を受けた施行者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに申請の取下げをすることができる。この場合においては、当該交付決定は、無効とする。  
(着手届)

第 10 条 条例第 5 条の規定に基づき補助金の交付決定を受けた施行者は、交付決定を受けた事業に着手したときは、土地区画整理事業着手届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。  
(補助事業の中止又は廃止)

第 11 条 施行者は、やむを得ない理由により条例第 5 条に規定する補助金の交付決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、土地区画整理事業補助金交付決定取消申請書（様式第 7 号）に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。  
(補助金の内容変更)

第 12 条 施行者は、やむを得ない理由により補助事業について、次に掲げる内容を変更しようとするときは、土地区画整理事業内容変更承認申請書（様式第 8 号）に関係書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額を変更しようとするときは、第 5 条第 3 項に規定する変更協定書締結後、土地区画整理事業補助金変更交付申請書（様式第 9 号）を提出し、変更交付決定を受けるものとする。

- (1) 重要な構造及び工法又は工事箇所
- (2) 実施設計額（20%以上の増減）  
(予定期間内に完了しないとき等の報告及び指示)

第 13 条 施行者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又はその遂行が

困難となったときは、予定期間内に完了しないとき等の報告書（様式第10号）により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業が翌年度への繰越しを伴わない場合で、かつ、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日（補助事業の翌年度への繰越しがあった場合は、当該繰越しを伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後6月以内である場合は、この限りでない。

（事業の繰越承認申請）

第14条 施行者は、補助事業が予定期間内に完了せず、翌年度への繰越しが必要となる場合は、土地区画整理事業繰越承認申請書（様式第11号）に繰越額調書（様式第12号）を添えて市長に提出しなければならない。

（事業の繰越承認）

第15条 市長は、前条に規定する土地区画整理事業繰越承認申請書を受理し、その内容を審査し適当と認めるときは、施行者に土地区画整理事業繰越承認書（様式第13号）を交付するものとする。

（施越工事の承認）

第16条 施行者は、次に掲げる理由等により公益上真にやむを得ないと認められ、協定書締結前に事業を施行する必要があるときは、土地区画整理事業計画協議書（様式第14号）を市長に提出し、承認を受けることができる。

- (1) 季節的に施行が非常に困難と認められるもの
- (2) 工事が分割不可能なもの又は分割施行することによって、工事費が非常に不経済となるもの
- (3) 社会情勢等からみて特に緊急施行を要するもの

2 施行者は、前項の規定により承認を受けた事業が補助事業として決定されなかったときは、自らの負担において事業に係る費用を支弁しなければならない。

（施越工事の承認通知）

第17条 市長は、前条に規定する土地区画整理事業計画協議書を受理し、その内容を審査し適当と認めるときは、施行者に土地区画整理事業計画協議承認書（様式第15号）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により承認書を交付するにあたっては、必要な条件を

付することができる。

(実績報告)

第18条 施行者は、補助事業完了の日から30日以内（施越工事で交付決定時において事業が完了している場合は、交付決定の日から30日以内）又は当該補助事業完了の日が属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに補助事業の成果を記載した土地区画整理事業実績報告書（様式第16号）に土地区画整理補助事業精算書（様式第17号）を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了検査等)

第19条 施行者は、補助事業が完了したときは、前条に規定する土地区画整理事業実績報告書の市長への提出日と同日に市長に完了検査依頼書（様式第18号）を提出しなければならない。

2 施行者は、検査を受けるにあたっては、必要な資料を整えて検査を受けなければならない。

3 市長は、完了検査依頼書の提出があったときは、市職員のうちから検査員を任命するものとし、検査員は、検査完了後、検査調書（様式第19号）を作成するものとする。

4 市長は、完了検査後、検査結果通知書（様式第20号）により施行者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第20条 施行者は、補助事業が完了したときは、規則第7条に規定する請求書に次の図書を添えて市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 実績報告書の写し

(3) 検査結果通知書の写し

(4) 工事にあっては、完了前後の写真

(5) その他のものについては、完了が確認できるもの

2 市長は、請求書を受理したときは、添付された書類の内容が適正であることを確認し、補助金を交付しなければならない。この場合において、実績報告書等の内容の確認にあたって必要があるときは、施行者が保管する工事関

係図書の提示を求めることができる。

3 市長は、当該補助金について必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

4 施行者は、前項の概算払を受けようとするときは、規則第7条に規定する請求書に次の図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 支出見込額調書（様式第21号）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（雑則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 年 月 日 号

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

土地区画整理事業補助金の事前協議書

このことについて、下記のとおり協議します。

記

事業（工事等）の名称

補助金額 金 円

内 訳

用地費 金 円（別紙明細書のとおり）

公共施設整備費 金 円（別紙明細書のとおり）

添付図書

- 1 補助金の算出基礎となった部分の丈量図
- 2 区画整理発足前の不動産鑑定書
- 3 公共施設の整備に係る概算設計書
- 4 その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条、第4条関係）

第 号  
年 月 日

殿

長久手市長

印

土地区画整理事業補助金の事前協議書の事前協議回答書

年 月 日付け 第 号で事前協議のありましたこのことについては、協議に応じます。

様式第3-1号（第4条関係）

土地区画整理事業補助金に関する覚書

長久手市長（以下「甲」という。）と 土地区画整理事業施行者（以下「乙」という。）は、長久手市土地区画整理組合に対する補助金交付条例第3条第2号、第3号及び第4号に基づく費用について、次のとおり取決めをする。

第1条 甲は、長久手市土地区画整理事業補助金交付規則第3条第2号及び第3号並びに第4条第2号及び第3号の規定により算定した費用を補助金として金 円を乙に対して補助するものとする。

2 補助期間は乙が施行する土地区画整理事業の完了年度までとし、各年度の予算の範囲内において支出する。

第2条 土地区画整理事業の事業計画のうち甲の補助金の対象となる区域に係る部分は別添のとおりとする。

2 乙は前項の区域を変更した場合においては、速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

第3条 乙は、事業年度ごとに当該土地区画整理事業の実施設計を甲に提出し、甲・乙協議のうえ協定を締結し、当該年度の補助金の額及び支出の時期を決定するものとする。

第4条 乙は、事業年度ごとに当該年度の補助金に係る事業について、実績報告書を作成し甲に提出するものとする。

第5条 甲は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、甲・乙協議して精算を行うものとする。

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容について疑義を生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 長久手市長 印

乙

施行者 印

様式第3-2号（第4条関係）

土地区画整理事業補助金に関する変更覚書

長久手市長（以下「甲」という。）と 土地区画整理事業施行者（以下「乙」という。）は、長久手市土地区画整理組合に対する補助金交付条例第3条第2号、第3号及び第4号に基づく費用について、 年 月 日付けで締結した（変更）覚書について、次のとおり変更覚書を締結する。

第1条 甲は、長久手市土地区画整理事業補助金交付規則第3条第2号及び第3号並び

に第4条第2号及び第3号の規定により算定した費用を補助金として 変更前 金 円  
変更後 金 円

を乙に対して補助するものとする。

2 補助期間は乙が施行する土地区画整理事業の完了年度までとし、各年度の予算の範囲内において支出する。

第2条 土地区画整理事業の事業計画のうち甲の補助金の対象となる区域に係る部分は別添のとおりとする。

2 乙は前項の区域を変更した場合においては、速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

第3条 乙は、事業年度ごとに当該土地区画整理事業の実施設計を甲に提出し、甲・乙協議のうえ協定を締結し、当該年度の補助金の額及び支出の時期を決定するものとする。

第4条 乙は、事業年度ごとに当該年度の補助金に係る事業について、実績報告書を作成し甲に提出するものとする。

第5条 甲は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、甲・乙協議して精算を行うものとする。

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容について疑義を生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 長久手市長 印

乙

施行者 印

協 定 書

長久手市長（以下「甲」という。）と土地区画整理事業施行者（以下「乙」という。）は、  
年度に必要な費用について次のとおり協定する。

第1条 甲は、長久手市土地区画整理組合に対する補助金交付条例第3条第2号、第3号及び第4号に規定する補助金として、乙に金  
円を補助するものとする。

2 甲が行う補助事業完了の日は 年 月 日までとする。

第2条 乙が、年度において施行する土地区画整理事業のうち補助に対応する部分の実施設計書を変更しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

2 乙は、前項の実施設計書を変更しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

第3条 甲が補助金を支払う時期は、補助事業完了後、支払うものとする。ただし概算払いを受けようとするときは、この限りではない。

第4条 乙は、補助対応事業が完了した場合においては、実績報告書を提出するとともに、完了検査を受けなければならない。

第5条 甲は、土地区画整理事業の施行に関し乙に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め又は進捗状況について実施調査をすることができる。

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 長久手市長 印

乙  
施行者 印

様式第4-2号(第5条関係)

変 更 協 定 書

年 月 日付けで締結した協定書について、次のとおり変更協定書を締結する。

第1条 甲は、長久手市土地区画整理組合に対する補助金交付条例第3条第2号、第3

号及び第4号に規定する補助金として 変更前 金 円 を補助するもの  
とする。 変更後 金 円

2 甲が行う補助事業完了の日は 変更前 年 月 日  
変更後 年 月 日 までとする。

第2条 乙が、平成 年度において施行する土地区画整理事業のうち補助に対応する部分の実施設計書は、別添のとおりとする。

2 乙は、前項の実施設計書を変更しようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとする。

第3条 甲が補助金を支払う時期は、補助事業完了後支払うものとする。ただし概算払いを受けようとするときは、この限りではない。

第4条 乙は、補助対応事業が完了した場合においては、実績報告書を提出するとともに、完了検査を受けなければならない。

第5条 甲は、土地区画整理事業の施行に関し乙に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め又は進捗状況について実施調査をすることができる。

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 長久手市長 印

乙

施行者 印

殿

長久手市長

印

年度土地区画整理事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付け第 号により申請のありました土地区画整理事業について下記の条件を付して、次のとおり補助金を交付します。なお、長久手市土地区画整理事業補助金交付要綱第9条に規定する申請取下げ期日は、年 月 日までとします。

事業（工事等）の名称	
工 事 場 所	
事 業 者	実施事業費
	補助金対象事業費
補助金交付（変更） 決 定 額	

事業の実施にあたっては、長久手市土地区画整理組合に対する補助金交付条例及び長久手市土地区画整理事業補助金交付要綱によるものとする。

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

土地区画整理事業着手届

このことについて、下記のとおり提出します。

記

交付決定通知年月日	年 月 日 第 号
事業（工事等）の名称	
工事場所	
実施事業費	本工事費 金 円 事務費 金 円 計 金 円
工期	着手 年 月 日 完了予定 年 月 日
請負契約金額	金 円
契約締結年月日	年 月 日
請負人住所氏名	

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

土地区画整理事業補助金交付決定取消申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた下記事業  
を（中止・廃止）したいので関係書類を添えて申請します。

記

事業（工事等）の名称	
工 事 場 所	
事 業 費	実施事業費 金 円 事務費 金 円
補助金交付決定額	金 円

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

土地区画整理事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました土地区画整理補助事業を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

事業（工事等）の名称	
工 事 場 所	
事 業 費	変更前 金 円 実施事業費
	変更後 金 円
	補助対象事業費 金 円
補助金交付決定額	金 円
変更の内容及び理由	

第 号  
年 月 日

長久手市長 殿

(施行者)

団体名

代表者

土地区画整理事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知のありました、補助金交付決定額の変更をしたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 当該年度の協定書の写し
- (2) 補助金交付決定通知の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

予定期間内に完了しないとき等の報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、  
予定期間内に完了しない  
予定期間内に遂行が困難な  
事由が生じたので、下記により報告します。

記

1 理由

2 今後の処置

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

第 号  
年 月 日

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

土地区画整理事業繰越承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた事業について、翌年度への繰越承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

添付書類

繰越額調書 (様式第 1 2 号)



様式第13号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

殿

長久手市長

印

土地区画整理事業繰越承認書

年 月 日付け第 号で申請のありましたこのことについては、承認  
します。

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

土地区画整理事業計画協議書

下記事業を別紙事業計画書（設計書）のとおり施行したいので協議します。  
なお、この事業が補助事業として決定されなかったときは、自らの負担において事業に係る費用を支弁します。

記

事業（工事等）の名称	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
事 業 費	金 円
施行を要する理由	

様式第15号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

殿

長久手市長

印

土地区画整理事業計画協議承認書

年 月 日付け第 号で協議のありましたこのことについては、承認  
します。

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

土地区画整理事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けました次の事業は、  
年 月 日完了しました。

事業（工事等）の名称						
工事場所						
	実 施 設 計 額			補 助 対 象 事 業 費		
	金 額	内 訳		金 額	内 訳	
		工 事 費	事 務 費		工 事 費	事 務 費
実施事業費（A）						
概算額（B）						
補助金額	交付決定額 金 円			補助金精算額 金 円		

土地区画整理補助事業精算書

種 別	事 業 費			摘 要
	事業設計額	精 算 額	差 引 額	
工 事 費				交付決定 ( 号) 年 月 日 補助金額 金 円
本工事費				
測量試験費				
補 償 費				
事 務 費				
計				

長久手市長 殿

(施行者)  
団体名  
代表者

完了検査依頼書

土地区画整理事業 が完了しましたので、下記により検査していただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 日 時 年 月 日  
時 分

2 場 所

検 査 調 書

年 月 日

長久手市長 殿

検査員職氏名

印

検査の結果については、下記のとおりです。

記

事業（工事等）の名称	
工 事 場 所	長久手市 地内 ( 土地区画整理組合事業地内)
請 負 金	金 円（内訳は別紙のとおり）
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
請 負 者	
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 本工事は、設計書、図面及び仕様書に基づいて完了していることを認めます。 <input type="checkbox"/> 別紙の修補補正が必要です。

備 考 該当□をチェックすること。

殿

長久手市長

印

検 査 結 果 通 知 書

このことについては、下記のとおりです。

記

事業（工事等）の名称	
工 事 場 所	
契 約 金 額	金 円
工 期	着 手 年 月 日
	完 了 年 月 日
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	

